

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年6月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300082号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500016号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年5月27日、喪失年月日を令和2年10月21日とし、令和元年5月から令和2年9月までの標準報酬月額を令和元年5月から同年12月までは44万円、令和2年1月から同年8月までは41万円、同年9月は38万円とすることが必要である。

令和元年5月27日から令和2年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

令和2年1月1日から同年10月21日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年5月27日から令和2年10月21日まで

請求期間において、B社又はA社に勤務していたが、年金記録では請求期間における厚生年金保険被保険者の記録が取り消されている。しかし、請求期間も請求期間の前後の期間と同様に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間をA社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、雇用保険の記録、請求者から提出された給与明細書、同僚から提出された請求者及び同僚に係る車両等の一覧表、C局の回答、A社の事業主の回答並びに複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社のD県内の事業所に勤務していたことが認められる。

一方、請求期間のうち、令和元年5月27日から令和2年1月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、当初、令和元年5月27日と記録されていたところ、当該資格取得記録は、令和3年2月8日付けで取り消されていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求者を含む70人を超える同僚についても、厚生年金保険被保険者資格の取得記録が、令和2年11月30日及び令和3年2月8日付けで遡及して取り消されているが、このうち令和2年11月30日に取消処理が行われている複数の同僚に係る資格取得の取消届には、当該取消処理日(令和2年11月30日)より後の令和3年1月28日付けの年金事務所の受付印が確認できることから、当該複数の同僚に係る取消処理は事業主からの届書に基づいた処理ではなかったことがうかがえる。

さらに、日本年金機構から提出されたA社に係る資料によると、同社は請求期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者に係る資格取得の取消処理についても、前述の

複数の同僚に係る取消処理と一連のものであり、不合理な処理と判断するのが相当であって、令和元年5月27日に厚生年金保険被保険者資格を取得している請求者について、当該資格取得を取り消す合理的な理由はなく、当該資格取得の取消処理に係る記録は有効なものとは認められない。

請求期間のうち、令和2年1月1日から令和2年10月21日までの期間（本件訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間）について、前述のとおり、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められるところ、オンライン記録によると、同社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所である上、前述の事業主及び複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと判断できる。

したがって、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、当初記録されていた資格取得年月日である令和元年5月27日、資格喪失年月日は、雇用保険の記録等から、令和2年10月21日とすることが必要である。

また、請求期間の標準報酬月額については、資格取得時に決定された標準報酬月額及び日本年金機構の回答から、令和元年5月から同年12月までは44万円、令和2年1月から同年8月までは41万円、同年9月は38万円とすることが必要である。